

高浜原発再稼働をどう考えるか

－確実な原子力防災と民主主義尊重の必要性

原子力復活政策の動きと原発再稼働問題

2015年3月9日

吉岡齊(よしおか・ひとし)

原子力市民委員会(CCNE)座長

九州大学大学院比較社会文化研究院教授

元福島原発事故調査・検証委員会(政府事故調)委員

1. 原子力市民委員会の活動

1-1. 原子力市民委員会の概要

- 原子力市民委員会は、原発ゼロ社会の実現を目指す幅広い思想の人々(研究者、実務家等)をメンバーとし、脱原子力のための共政策について調査・研究・対話を重ね、政策提言を行う「市民シンクタンク」(専門家組織)として、2013年4月に発足。
- 委員12名、部会メンバー23名(重複を除く)、アドバイザー25名、事務局員4名(重複を除く)の、総勢64名。(他に連携メンバー多数。)
- 『原発ゼロ社会への道ー市民がつくる脱原子力大綱』(通称:脱原子力政策大綱)を、2014年4月に策定した。その中で「原子力委員会」「原子力規制委員会」「総合資源エネルギー調査会(経済産業省)」「復興庁」などの政府機関による原子力政策に対し、その代替となる体系的な政策を提案。
- 組織運営の役員は、吉岡斉(九州大学)が座長、大島堅一(立命館大学)、島藺進(上智大学)、満田夏花(FoEジャパン)の3名が座長代理をつとめている。事務局長は細川弘明(京都精華大学)。

1. 原子力市民委員会の活動

1-2. 原子力市民委員会の基本姿勢

- 脱原発を目標とする社会活動は、さまざまな形態で行われてきたが、私たちは「市民シンクタンク」として、政策論的アプローチをとる。(メンバーが他の活動に、他のアプローチで関与することは自由)。
- 政策論的アプローチの満たすべき条件として、以下4点は重要。
 - (1) 政府・業界等との対話や協議のテーブルにつく。
 - (2) 政府の政策を批判するだけでなく、必ず代案を示す。
国民に負担を強いる政策(廃棄物処分等)についても代案を示す。
 - (3) 公共利益の観点に立つ。つまり組織メンバーの信条ではなく、社会全体としての利害得失を総合評価して、政策案を示す。
 - (4) 現実的な制約条件も一定程度は考慮した政策案を示す。
- 脱原発を目指す組織はもとより、脱原発の立場をとらない組織(多くの地方自治体など)とも、必要に応じて協力・連携を行う。「セカンド・オピニオン」を求められれば、いつでも喜んで提供する。

2. 原子力発電復活政策の難航

2-1. 原子力発電復活政策とは？

- 「原子力発電復活政策」とは、合理的に達成できる範囲で、できるだけ多くの原子力発電所の再稼働を実現し、かつ将来にわたり原子力発電事業（関連する核燃料サイクル事業を含む）を、相当程度の規模で存続させることを目標とする、政府の政策を指す。
- この目標を実現するためには、電力会社の全面的な協力が不可欠である。電力会社の国策協力を確保するためには、電力会社の抱える原子力発電に関連するコスト・リスクを、できる限り免除又は軽減する措置を講ずることが必要。
- 原子力発電再建政策の主要要素は、次の5つ。
 - (1) 原発再稼働の推進（原子力規制委員会の任務）
 - (2) 原子力政策の再建（1）エネルギーミックス目標策定
 - (3) 原子力政策の再建（2）主要事業のロードマップ策定
 - (4) 原子力政策の再建（3）事業推進のリスク・コスト免除・軽減措置
 - (5) 原子力政策の再建（4）事業廃止のリスク・コスト免除・軽減措置

2. 原子力発電復活政策の難航

2-2. 昏迷する原子力発電復活政策(1)

- 原子力発電復活政策の進捗状況は「難航」の一語に尽きる。
- (1)2012年9月に、原子力規制委員会が設置されてから、2年半が経過し、2地点4基の原子炉が設置変更許可を受けた。しかし工事計画認可および保安規定認可が遅れ、1基たりとも、法的に運転可能ではない(バックフィット不適合)。
- (2)エネルギーミックス目標は年内に定め、3月までに温室効果ガス削減目標を作り、FCCC(Framework Convention on Climate Change)事務局に送るというスケジュールを、経済産業省は立てていたが、空振りに終わった。ようやく2015年1月、長期エネルギー需給見通し小委員会を設置。エネルギーミックス目標には慣行上、再稼働する原子炉の発電所名・号機名のリストや、新增設する原子炉の発電所名・号機名のリストを記さねばならないが、それは困難。従来方式を改め、具体的な発電所名・号機名のリストを付けない可能性が濃厚。

2. 原子力発電復活政策の難航

2-3. 昏迷する原子力発電復活政策(2)

- (3)2014年6月、原子力小委員会が設置された(エネルギーミックス目標を前提とせず議論せよというルールだった。)。12月に「中間整理」を発表した。しかし主要事業のロードマップについては何も決められなかった。(ワーキンググループでは、高レベル廃棄物処分事業の方針見直しの検討などが行われている。)
- (4)福島原発事故前に進めていた事業の大半は、推進(存続又は新増設)を目指している。しかし原子炉の相当数は、廃止せざるを得ない状況。推進事業については、コスト・リスクを政府に肩代わりさせる再処理への拠出金方式の導入や、「価格差補償金」の導入(英国をまねてFIT-CfD Contract for Difference 差金決済取引と称する。)など措置が、原子力小委員会で議論されたが、ほとんど何も決まらなかった。損害賠償法の見直しも先送りとなった。
- (5)廃止事業についても、具体的な措置は、会計上の優遇措置以外には示されなかった。

3. 原発再稼働への動き

3-1. 再稼働をめぐる昨今の状況

- 原子力規制委員会は2013年7月8日、原子力発電所に関する新規規制基準を決定した。
- 今まで11社(電力9社、日本原電、電源開発)の、合わせて14の発電所、21基の原子炉が、適合性審査(安全審査)を申請している。
- このうち川内原発1・2号機に9月10日、設置変更許可が下された。
- 薩摩川内市(市長、議会)は10月28日、再稼働に同意した。
- 鹿児島県(知事、議会)も11月7日、再稼働に同意した。(あまりにも拙速な動きだった。)
- しかし、工事計画認可、保安規定変更認可の審査が遅れている。
- 再稼働は早くても夏以降となる見込み。
- 2番手として、高浜原発3・4号機の設置変更許可が、2月12日に交付された。(川内よりも5カ月遅れ。)

3. 原発再稼働への動き

3-2. 再稼働申請中の原発

- 適合性審査を申請した原発(14発電所、21基、2月1日現在)
- 九州電力 玄海3、4号機、川内1、2号機
- 四国電力 伊方3号機
- 中国電力 島根2号機
- 関西電力 高浜3、4号機、大飯3、4号機
- 中部電力 浜岡4号機
- 北陸電力 志賀2号機
- 東京電力 柏崎刈羽6、7号機
- 東北電力 女川2号機、東通1号機
- 北海道電力 泊1、2、3号機
- 日本原電 東海第二
- 電源開発 大間

4. 再稼働問題と原子力市民委員会

4-1. 再稼働問題をどう考えるか

- 2014年7月9日
「見解:川内原発再稼働を無期凍結すべきである」
- 2014年8月4日
「川内原発審査書案に対する総合的意見」
- 2014年9月30日
「声明1:原子力規制委員会の存在意義が問われている」
「声明2:原子力規制委員会が審査書を決定しても原発の安全性は保証されない」
- 2015年2月1日
「見解:高浜原発3・4号機の再稼働は容認できない」

4. 再稼働問題と原子力市民委員会

4-2. 原子力市民委員会の見解・声明

(見解・声明)

- 2014年7月9日
「見解:川内原発再稼働を無期凍結すべきである」
- 2014年8月4日
「川内原発審査書案に対する総合的意見」
- 2014年9月30日
「声明1:原子力規制委員会の存在意義が問われている」
「声明2:原子力規制委員会が審査書を決定しても原発の安全性は保証されない」
- 2015年2月1日
「見解:高浜原発3・4号機の再稼働は容認できない」

4. 再稼働問題と原子力市民委員会

4-3. 立地地点での取り組み

(川内)

- 5月31日、自主的公聴会(川内)。
- 7月9日、再稼働無期凍結を求める意見書(東京。14日鹿児島)。
- 8月4日、川内原発審査書に関する総合的意見(東京、6日鹿児島)。
- 9月30日、原子力安全2つの声明(3東京、10月6日鹿児島)。
- 11月20日、再稼働に関する記者レクおよび集会招待参加(鹿児島)。
- 12月3日、自治体アンケート結果発表と要望(鹿児島)。
- 3月以降、「脱原発と電力コスト」シンポジウム(仮称)(鹿児島等)。

(高浜・大飯)

- 2月1日、自主的公聴会(小浜)。
 - 3月以降、滋賀県への働きかけ。
 - 3月以降、京都府等での自主的公聴会。
-

4. 再稼働問題と原子力市民委員会

4-4. パブリックコメントへの取り組み

- 川内原発について原子力市民委員会は、何度も内部で検討会を開き、主要な問題点をリストアップし、パブリック・コメントを提出した。
- にもかかわらず悉く棄却された。しかも棄却理由の説明はおしなべて重要争点に正面から答えず、形式的な仕分けによって厳しいコメントをかわすようなもので、全く理由が示されていない項目も多々あった。誤字・脱字の修正のみが反映された。
- そのような川内審査書に多少手を加えたものが高浜審査書案。川内審査書をコピーしたような記述が目立つ。
- それゆえ原子炉の安全上の重要な弱点の多くが解消されていない。のみならず川内審査書と同じ方式で評価をすれば危険ゾーンに入るが、計算の前提条件を操作して安全ゾーンに入れている箇所もある。(水素爆発に関するくだりなど。)
- それでも原子力市民委員会は、高浜審査書案にも真剣に取り組んだ(多くの論点は、川内原発からの転用。)

5. なぜ高浜原発の再稼働は容認できないのか

5-1. 再稼働を容認できない理由(1)

- 原子力市民委員会は、あらゆる原発の再稼働に、無条件に反対するわけではない。以下の4つの条件を全てクリアする原子炉があれば、その原子炉を一定期間運転することを、認めることもありうる。
- (1) 原発ゼロへの具体的な基本政策を構築すること。これが不在のもとで、個々の原子炉のなし崩しの再稼働を進めることは事実上、原発復活政策の推進を意味する。(これとは正反対の、原発永続化を再稼働の条件とする考え方もある。)
- (2) 文字通り世界最高の規制基準を構築し、それを安全審査(適合性審査)において厳格に運用すること。新規制基準は、原発設備の本体部分は既設の設備のままで、重大事故対応の可搬式設備の設置などの改善を、支払可能なコストの範囲で行えば、全ての既設原発が合格できるようデザインされたもので、本質的に甘い規制基準である。またその運用において、さまざまなトリッキーな技法を用いて、本来不合格とすべき施設を合格としている。

5. なぜ高浜原発の再稼働は容認できないのか

5-2. 再稼働を容認できない理由(2)

- (3)不幸にして過酷事故が起きた場合でも、被害を最小化できるような、確実な原子力防災の仕組みを構築すること。そのためには、以下2点が不可欠である。第1は、確実に機能する危機管理システム(指揮命令系統)。第2は、確実に機能する防災・避難計画。しかし政府は、第1については、福島事故での大失敗を反省せず、従来の仕組みを変えようとしていない。第2については、「原子力災害対策マニュアル」を作成し、あとは自治体任せであり、政府の審査対象となっていない。(より根本的には、広大な土地を半永久的に放棄することを前提とした防災計画は、もはや防災計画の名に値しない。)
- (4)再稼働に関して民主主義が尊重されていない。過酷事故被害の規模の大きさを踏まえれば、原発など大型核施設の建設・運転の可否に関しては、広範囲の周辺住民の同意が必要であり、立地市町村とその属する道県の首長と議会の同意だけでは不十分。